

横須賀市報

号外第 26 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例

◇地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部改正	2
◇横須賀市議会委員会条例の一部改正	〃
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	〃
◇コミュニティセンター条例の一部改正	〃
◇健康増進センター条例の一部改正	〃
◇基金条例の一部改正	〃
◇手数料条例の一部改正	3
◇横須賀市債権管理条例等の一部改正	4

◇療育相談センター条例の一部改正	5
◇食品衛生条例の一部改正	〃
◇小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正	〃
◇都市公園条例の一部改正	〃
◇火災予防条例の一部改正	6
規 則	
◇健康増進センター条例施行規則の一部改正	〃
◇専用水道等の管理に関する条例等施行取扱規則の一部改正	〃
◇小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部改正	〃
◇火災予防条例施行規則の一部改正	7

本号で公布された条例のあらまし

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 特定非営利活動法人Y M C Aコミュニティサポートが行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする期間を更新する。

2 施行期日 公布の日（令和2年12月17日）

○横須賀市議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 会議の特例として、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用する規定を設ける。

2 施行期日 公布の日（令和2年12月17日）

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 正規の勤務時間以外の時間の勤務に関し必要な事項を規則で定めることとする。

2 施行期日 令和3年4月1日

○コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（条例第59号）

1 岩戸コミュニティセンターの集会室兼体育室の使用料を改める。

2 施行期日 令和3年4月1日

○健康増進センター条例の一部を改正する条例（条例第60号）

1 令和3年4月1日から規則で定める日までの間、健康増進センターを休館及び休場とする。

2 1の期間は指定管理者による管理を行わない。

3 施行期日 公布の日（令和2年12月17日）

○基金条例の一部を改正する条例（条例第61号）

1 新たにまち・ひと・しごと創生基金を設置する。

2 施行期日 公布の日（令和2年12月17日）

○手数料条例の一部を改正する条例（条例第62号）

1 食品衛生法施行令の改正により、営業の区分が改められたことに伴い、営業許可申請手数料を改定する。

2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、農林水産物又は食品に係る輸出証明書発行申請手数料及び施設認定農林水産物等の適合施設認定申請手数料を設ける。

3 食品衛生法関係等の現に受けている許可に係る更新申請手数料の減額割合を変更する。

4 施行期日 令和3年6月1日。ただし、一部については、令和3年4月1日

○横須賀市債権管理条例等の一部を改正する条例（条例第63号）

1 地方税法の改正に準じ、税外収入金、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、介護保険料及び公共下水道事業の受益者負担金等に係る延滞金の割合の特例の文言を改める。

2 施行期日 令和3年1月1日

○療育相談センター条例の一部を改正する条例（条例第64号）

1 療育相談センターにおいて保育所等訪問支援を新たに実施する。

2 保育所等訪問支援に係る使用料を設ける。

3 施行期日 令和3年4月1日

○食品衛生条例の一部を改正する条例（条例第65号）

1 食品衛生法の改正に伴い、営業報告の規定、給食施設報告書の規定等を廃止する。

2 1に伴い、営業の報告済証及び給食施設報告済証の交付に関する規定を廃止する。

3 施行期日 令和3年6月1日

○小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 小規模貯水槽水道の設置者は、毎年1回以上定期的に清掃を行うこととする。
- 2 小規模貯水槽水道の設置者は、毎年1回以上定期的に指定検査機関による検査を受けなければならないこととする。
- 3 施行期日 公布の日（令和2年12月17日）

○都市公園条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 馬堀海岸公園駐車場を有料公園施設とする。
- 2 施行期日 令和3年4月1日

○火災予防条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備の基準を改める。
- 2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を設置しようとするときは、その旨を届け出ることとする。
- 3 施行期日 令和3年4月1日

条 例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第56号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例（平成24年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人YMC Aコミュニティサポートの項中「令和2年12月31日」を「令和7年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第57号

横須賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第8条の2 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等やむを得ない理由により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

2 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が定める。

第10条に次の1項を加える。

2 オンラインを活用した委員会に出席した委員は、前項の場合において出席したものとし、及び第16条第1項の出席委員とする。

第11条ただし書中「ただし」の次に「、オンラインを活用した委員会以外の委員会の会議については」を加える。

第16条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、オンラインを活用した委員会における表決について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第58号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年横須賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第59号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表岩戸コミュニティセンターの項中「600」を「900」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後のコミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

健康増進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第60号

健康増進センター条例の一部を改正する条例

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の3項を加える。

（休館日等の特例）

2 令和3年4月1日から規則で定める日までの間（以下「休館期間」という。）の日は、第8条の規定にかかわらず、センターの休館日及び休場日とする。

（管理の特例）

3 第4条、第9条、第10条及び第14条の規定は、休館期間におけるセンターの管理については、適用しない。

4 休館期間における第16条の規定の適用については、同条中「健康増進部門については指定管理者の、駐車場については市長」とあるのは、「市長」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第61号

基金条例の一部を改正する条例

基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の表新型コロナウイルス感染症緊急対策基金の項の次に次のように加える。

まち・ひと・しごと創生基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として次の事業を実施するための必要な費用に充当 (1) 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する事業 (2) 人口減少社会に対応したまちづくりを進める事業 (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業 (4) 関係人口の創出や定住を促す魅力的な都市環境をつくる事業
---------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第62号

手数料条例の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「別表第4第5項第1号」を「別表第4第6項第1号」に改め、同条第7号中「別表第4第21項」を「別表第4第22項」に改める。

第7条第1項第1号中「同号」を「当該号」に改め、同項第2号中「別表第4第18項第5号」を「別表第4第19項第5号」に改め、同項第3号中「別表第4第19項各号」を「別表第4第20項第1号から第3号まで」に、「同号」を「当該号」に改め、同項第4号中「別表第6第2項」を「別表第6第2項各号」に、「同号」を「当該号」に改める。

別表第4中第22項を第23項とし、第4項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）関係

(1) 第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品に係る輸出証明書の発行の申請に対する審査

農林水産物又は食品に係る輸出証明書発行申請手数料 870円

(2) 第17条第2項の規定に基づく施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査

施設認定農林水産物等の適合施設認定申請手数料

ア 現地調査を要するもの 20,900円

イ ア以外のもの 10,400円

第2条 手数料条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「又は許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとするとき」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「第3号まで」の次に「及び第6号」を加え、「新規に申請する場合で許可の有効期間が継続して5月以内のとき又は」を削り、「2分の1」を「4分の1」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 別表第4第1項各号に規定する事項について許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとするとき 当該号に定める額の4分の1

別表第4第1項第2号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項第3号から第32号までを次のように改める。

(3) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理され

た食品を販売する営業の許可の申請に対する審査
調理の機能を有する自動販売機による食品販売営業許可申請手数料 9,600円

(4) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査

食肉販売業許可申請手数料 9,600円

(5) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査

魚介類販売業許可申請手数料 9,600円

(6) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査

魚介類競り売り営業許可申請手数料 21,000円

(7) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査

集乳業許可申請手数料 9,600円

(8) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査

乳処理業許可申請手数料 21,000円

(9) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査

特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 21,000円

(10) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査

食肉処理業許可申請手数料 21,000円

(11) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査

食品の放射線照射業許可申請手数料 21,000円

(12) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査

菓子製造業許可申請手数料 14,000円

(13) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査

アイスクリーム類製造業許可申請手数料 14,000円

(14) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査

乳製品製造業許可申請手数料 21,000円

(15) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査

清涼飲料水製造業許可申請手数料 21,000円

(16) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査

食肉製品製造業許可申請手数料 21,000円

(17) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査

水産製品製造業許可申請手数料 16,000円

(18) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査

氷雪製造業許可申請手数料 21,000円

(19) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査

液卵製造業許可申請手数料 14,000円

(20) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査

食用油脂製造業許可申請手数料 21,000円

(21) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査

みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 16,000円

(22) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査

酒類製造業許可申請手数料 16,000円

(23) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査

豆腐製造業許可申請手数料 14,000円

(24) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査

納豆製造業許可申請手数料 14,000円

- (25) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査
 麺類製造業許可申請手数料 14,000円
 - (26) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査
 そうざい製造業許可申請手数料 21,000円
 - (27) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査
 複合型そうざい製造業許可申請手数料 21,000円
 - (28) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査
 冷凍食品製造業許可申請手数料 21,000円
 - (29) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査
 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 21,000円
 - (30) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査
 漬物製造業許可申請手数料 14,000円
 - (31) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査
 密封包装食品製造業許可申請手数料 21,000円
 - (32) 第55条第1項及び令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査
 食品の小分け業許可申請手数料 14,000円
- 別表第4第1項第33号及び第34号を削り、同項第35号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同号を同項第33号とし、同項第36号中「前34号」を「第2号から前号まで」に改め、同号を同項第34号とし、同項第37号中「第5条」を「第4条」に、「第35号」を「第33号」に改め、同号を同項第35号とする。
- 別表第4第20項を次のように改める。
- 20 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）関係
- (1) 附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号。以下この項において「旧条例」という。）第3条第1項の規定（以下この項において「旧第3条第1項」という。）に基づく魚介類行商の許可の申請に対する審査
 魚介類行商許可申請手数料 4,900円
 - (2) 旧第3条第1項に基づく魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものを除く。）の許可の申請に対する審査
 魚介類加工業許可申請手数料 6,500円
 - (3) 旧第3条第1項に基づく発酵乳等販売業の許可の申請に対する審査
 発酵乳等販売業許可申請手数料 4,900円
 - (4) 附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例第7条又は第8条の規定に基づく前3号に掲げる営業の許可証の書換え
 魚介類行商等許可証書換手数料 600円
 - (5) 魚介類行商等に関する条例施行規則（昭和41年神奈川県規則第78号）第14条の規定に基づく前号に掲げる営業の許可証の再交付
 魚介類行商等許可証再交付手数料 600円
 - (6) 附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例第3条第1項の規定に基づく魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものに限る。）の許可の申請に対する審査
 魚介類加工業許可申請手数料 6,500円
 - (7) 附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例第7条又は第8条の規定に基づく前号に掲げる営業の許可証の書換え
 魚介類加工業許可証書換手数料 600円
 - (8) 魚介類行商等に関する条例施行規則第14条の規定に基づく第1号に掲げる営業の許可証の再交付

魚介類加工業許可証再交付手数料 600円

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に掲げる営業を行っている者（当該営業について食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧法」という。）第52条第1項の規定に基づく許可を受けている者に限る。）が旧法第52条第1項の規定に基づく許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業について改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の規定に基づく許可を受けようとするときの当該許可の申請に対する審査に係る手数料は、第2条の規定による改正後の手数料条例別表第4第1項各号に定める額から当該額の4分の1の額を減じた額とする。

~~~~~  
 横須賀市債権管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第63号

横須賀市債権管理条例等の一部を改正する条例

（横須賀市債権管理条例の一部改正）

第1条 横須賀市債権管理条例（平成22年横須賀市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項各号列記以外の部分中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「同項」を「第5条第1項」に改め、同項第1号中「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同項第2号中「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

（横須賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 横須賀市後期高齢者医療に関する条例（平成20年横須賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

（横須賀市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 横須賀市国民健康保険条例（昭和34年横須賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

（横須賀市介護保険条例の一部改正）

第4条 横須賀市介護保険条例（平成12年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における

延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の一部改正)

第5条 横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例(昭和48年横須賀市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第5項中「特例基準割合が」を「延滞金特例基準割合が」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
2 第1条の規定による改正後の横須賀市債権管理条例の規定、第2条の規定による改正後の横須賀市後期高齢者医療に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の横須賀市国民健康保険条例の規定、第4条の規定による改正後の横須賀市介護保険条例の規定及び第5条の規定による改正後の横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

療育相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第64号

療育相談センター条例の一部を改正する条例

療育相談センター条例(平成18年横須賀市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(以下単に「保育所等訪問支援」という。)

第13条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「第4項及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 保育所等訪問支援に係る使用料については、法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額を徴収する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第65号

食品衛生条例の一部を改正する条例

食品衛生条例(平成12年横須賀市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「。第8条第12号において「省令」という。」を削り、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「廃止等」を「休止等」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条を第6条とする。

第8条から第17条までを削り、第18条を第7条とし、第19条

を第8条とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第66号

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成8年横須賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名、目次、第1条及び第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 小規模貯水槽水道

第12条中「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に、「当該小規模受水槽水道」を「当該小規模貯水槽水道」に改める。

第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条第1号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「1年以内ごとに1回、定期に」を「毎年1回以上定期に」に改め、同条第3号中「に臭い」を「臭い」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に、「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期に」に、「小規模受水槽水道に」を「小規模貯水槽水道に」に改め、同項第6号中「に臭い」を「臭い」に改める。

第16条第4項及び第18条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第67号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2馬堀海岸公園の項を次のように改める。

Table with 5 columns: Facility Name, Location, Hours, Days, and Remarks. Includes entries for '馬堀海岸公園' (Water Pool and Parking) and '馬堀海岸公園' (Hours).

別表第3第1号カの表しょうぶ園駐車場の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Hours and Remarks. Entry: 1回30分まで, 100

|               |     |                                                                       |
|---------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 馬堀海岸公園<br>駐車場 | 普 通 | 1回30分を超えた場合は、100円に30分を超えた時間30分までごとに100円を加算する。ただし、800円を超えるときは、800円とする。 |
|---------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第68号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項各号列記以外の部分中「変圧して、電気」を「変圧して、電気自動車等（電気）に、「以下この条」を「第12号において同じ。」をいう。以下この条」に、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「及び異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を削り、同号に次のように加える。

- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第20条第1項第12号を同項第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第20条第1項第11号を同項第12号とし、同項第7号から同項第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第81条第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）  
附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第20条第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

規 則

横須賀市規則第82号

健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

健康増進センター条例施行規則（平成12年横須賀市規則第93号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

- （管理の特例）
- 2 第3条及び第6条の規定は、条例附則第2項に規定する休館期間におけるセンターの管理については、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第83号

専用水道等の管理に関する条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

専用水道等の管理に関する条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

専用水道等の管理に関する条例等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第9号様式中  
「受水槽」を「貯水槽」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第84号

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成8年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。

題名中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第1条各号列記以外の部分中「小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

第4条第2項第4号中「受水槽」を「貯水槽」に改める。

第10条の見出しを「（小規模貯水槽水道の給水開始の届出）」に改め、同条中「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に、「小規模受水槽水道給水開始届」を「小規模貯水槽水道」に改める。

道給水開始届」に改める。

第11条の見出しを「(小規模貯水槽水道の変更等の届出)」に改め、同条中「小規模受水槽水道の」を「小規模貯水槽水道の」に、「小規模受水槽水道変更(廃止)届」を「小規模貯水槽水道変更(廃止)届」に改める。

第12条中「小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証」に改める。

第1号様式(裏)中  
「受水槽」を「貯水槽」に改める。

第8号様式中「小規模受水槽水道給水開始届」を「小規模貯水槽水道給水開始届」に、  
「受水槽」を「貯水槽」に改める。

第9号様式中「小規模受水槽水道変更(廃止)届」を「小規模貯水槽水道変更(廃止)届」に改める。

第10号様式中「小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市規則第85号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則(昭和45年横須賀市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「第16号」を「第17号」に改め、同条第3号中「第81条第17号」を「第81条第18号」に、「水素ガス充てん気球設置(変更)届」を「水素ガス充填気球設置(変更)届」に改める。

第6号様式備考に関する部分第4項中「又は変電設備」を「変電設備又は急速充電設備」に改める。

第7号様式中「水素ガス充てん気球設置(変更)届」を「水素ガス充填気球設置(変更)届」に、「充てん作業方法」を「充填作業方法」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。